附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年十二月二十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第百十号第二改訂版に基づき行われた認定（プラスチックライナーを有するガス容器又は当該ガス容器に係るガス容器附属品に係るもの（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、協定に附属する規則第百十号第三改訂版に基づき行われた認定（プラスチックライナーを有しないガス容器又は当該ガス容器に係るガス容器附属品に係るものに限る。）は、当分の間、協定に附属する規則第百十号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

3　協定に附属する規則第百十号第五改訂版に基づき行われた認定（液化天然ガス燃料自動車に備えるガス容器又は当該ガス容器に係るガス容器附属品のうち安全弁に係るもの（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第五号の九の二から第五号の十一までの下欄に掲げる第百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4　協定に附属する規則第百十号第五改訂版に基づき行われた認定（圧縮天然ガス燃料自動車に備えるガス容器、当該ガス容器に係るガス容器附属品又は液化天然ガス燃料自動車に備えるガス容器附属品（安全弁に係るものを除く。）に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の九の二から第五号の十一までの下欄に掲げる第百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

（装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（平成三十年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（略）　（略）　（略） 第十七号の五、第十七号の十三及び第二十二号の三　二十七万円　（略） 第十七号の五の四及び第十七号の六　四十七万七千円 （略）　（略）　（略） 四　（略）	（略）　（略）　（略） 第十七号の五、第十七号の十三及び第二十二号の三　二十七万円 （略）　（略）　（略） 四　（略）

附　則

（装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　（略）

2　（略）

3　旧規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（プラスチックライナーを有するガス容器に係る燃料制御保護装置又はガス容器取付装置に係るもの（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4　旧規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（プラスチックライナーを有しないガス容器に係る燃料制御保護装置又はガス容器取付装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

（道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
附　則 （経過措置） **第二条**　（略） 2　（略）	附　則 （経過措置） **第二条**　（略） 2　（略）